

仕 様 書

1 案件名称

令和7年度大阪市立中央図書館雨水槽等点検清掃及び収集運搬業務委託

2 概要

本業務は、雨水槽等を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき清掃し、収集したビルピット汚泥等を処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市教育委員会とする。

5 履行期間・日時

契約締結日から令和8年3月24日(火)まで。詳細は17(3)を参照すること。

6 一般共通事項

(1) 一般事項

一般共通事項は「建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成 30 年版)」(以下「共通仕様書」という。)第1編及び第2編第1章によるが、(2)を優先すること。

(2) 業務委託図書の優先順位

全ての業務委託図書は相互に補完するものとするが、図書間で相違のある場合は、その優先順位は次のとおりとする。

①質問回答書

②本仕様書

③共通仕様書

(3) 法令の遵守

受注者は、本業務委託の実施にあたり適用を受ける関係法令の規定については、すべての責任を負うものとする。

7 用語の定義

(1) 監督職員とは、当該業務委託を担当する発注者の職員をいう。共通仕様書の「施設管理担当者」を「監督職員」と読み替える。

(2) 施設管理者とは、大阪市立中央図書館の管理に携わる発注者の職員をいう。

(3) 業務責任者とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために監督職員との連絡調整を行う者で、本業務委託における受注者の責任者をいう。

(4) 業務担当者とは、業務責任者の指揮の下で、当該業務を実施するものをいう。

(5) 業務関係者とは、受注者の業務責任者及び業務担当者を総称していう。

(6) 休館日とは、第1木曜日、第3木曜日(祝・休日は開館)、特別整理期間(令和7年4月9日から4月17日までの日)、年末年始(12月28日から1月4日までの日)をいい、それ以外を開館日という。

8 質疑に対する協議等

- (1) 受注者は、本仕様書に定められた内容に質疑が生じた場合は、監督職員と協議する。
- (2) (1)の協議を行った結果、本仕様書の訂正または変更を行う場合は、発注者及び受注者の協議による。

9 提出書類

受注者は、契約後、次の書類を監督職員に提出すること。

- (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬できることを示すものとして、本業務における事業の範囲について別紙－1に記載すること。

(2) 提出書類

	書類名	部数	摘要
1	業務着手届	1	契約締結後すみやかに提出
2	業務責任者届	1	業務着手届と同時に提出
2－2	業務責任者変更届	1	業務責任者を変更した場合に提出
3	業務責任者が請負者に所属することを証明する書面の届出	1	業務着手届と同時に提出
4－1	業務計画書	1	点検作業1ヶ月前に提出
4－2	業務計画書（別紙）	1	共通仕様書第1章第2設1.2.1による点検作業1ヶ月前に提出
5	酸欠欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証または、第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証（写し）	1	業務着手届と同時に提出
6	業務完了届	1	業務完了後すみやかに提出
7	点検報告書	1	業務完了後すみやかに提出
8	作業写真	1	点検報告書に添付して提出

10 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙－1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

11 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

12 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 受注者は、運搬並びに処分終了後、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）により報告を行うこと。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (3) 受注者は、電子マニフェストシステムの運用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

13 費用負担の区分

(1) 発注者の負担

- ① 業務の実施に必要な電気及び水道等の光熱水費
- ② 受注者が持ち込んだ業務の実施に必要な資機材等の置き場

(2) 受注者の負担

- ① 保護帽及び作業着等をはじめとした安全衛生用品一式
- ② 高圧洗浄装置及び汚泥吸引車等の業務実施に必要な資機材一式

14 業務実施体制等

- (1) 受注者は、関係法令の規定に基づき、業務を適切に実施できるように業務関係者の労務管理、健康管理並びに業務の安全管理を行うこと。
- (2) 受注者は、本業務を実施するにあたり、品質及び工程等の業務管理を適切に行うこと。

15 従事する業務関係者の業務心得

- (1) 迅速かつ丁寧な対応を行うよう常に心がけること。
- (2) 業務中に飲酒又は酒気を帯びて業務をしてはならない。
- (3) 火災、盗難及び事故等の防止に十分注視すること。
- (4) 喫煙は、施設内及び施設敷地内では一切禁止とする。

16 鍵の管理

- (1) 受注者は、発注者が貸与した鍵を複製してはならない。
- (2) 受注者は、無断で受注業務以外の目的で鍵を使用してはならない。
- (3) 発注者が貸与した鍵を紛失した場合は、受注者の負担により交換及び購入等の弁償をすること。

17 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬を行う産業廃棄物の種類・数量は次のとおりとする。
雨水槽等汚泥 約1,900kg(過去3年実績平均値)

(2) 清掃及び収集場所

【大阪市立中央図書館】大阪市西区北堀江4丁目3番2号

(3) 清掃及び収集日、時間、回数

- ① 清掃及び収集日は2月頃に予定し、図書館休館日とする。
詳細の日程は、監督職員と協議のうえ決定する。
- ② 作業時間は9時から17時までを基本とし、監督職員と協議のうえ決定する。
- ③ 作業回数は年1回とする。

(4) 運搬の最終目的

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、以下の処分施設へ搬入すること。
詳細については、受注者と処分業者において打合せをしたうえで決定すること。

処分業者名: 関西クリアセンター株式会社

処分業者所在地: 大阪府堺市西区築港新町3丁27番地17

処分施設所在地: 同上

搬入時間帯: 8:30～16:00

搬入日: 平日

(5) 雨水槽、排水トラップの清掃

雑排水槽等の点検及び清掃作業は、共通仕様書第2編第4章第5節4.5.5、4.5.6によるが、次の事項について追加する。

- ① 常に酸素濃度及び有毒ガス(特に硫化水素)等の濃度を計測しながら作業を実施することにより、業務関係者の安全管理を確実に行うこと。
- ② 水槽内の清掃作業前に、監督職員に対して排水ポンプ操作盤においての遮断機の「OFF」を依頼すること。また、作業が終了したことを確認の後、遮断機の「ON」を監督職員に依頼すること。
- ③ 水槽内の清掃は、高圧洗浄装置、デッキブラシ等を用いて丁寧に行うこと。特に、水面付近(排水ポンプが通常起動する水位)の壁面は汚れが付着しやすい場所であるので、入念に清掃すること。
- ④ 排水ポンプで排水できない残水は、全て汚泥吸引作業車で吸い取ること。
- ⑤ 水槽内の清掃終了後、排水ポンプ全体が浸かるまで水張りを行うとともに排水ポンプのエア抜きを確実に実施し、運転再開後にエア噛みが起こらないようにすること。
- ⑥ 全体の作業終了後、作業範囲全体を点検し汚損等がないか確認を行うこと。また、必要に応じて、清掃を行うこと。

(6) 汚泥吸引作業車の設置場所(地下2階駐車場)から、雑排水槽までの距離は最長約140mである。

(7) 汚泥吸引車は最大車高2.1m未満とすること。(地下駐車場の車高制限)

(8) 回収した汚泥の内、約1kgを発注者が用意した土嚢袋に入れ、発注者に引き渡すこと。

(9) 収集運搬数量が大幅に増減した場合は別途協議する。

18 対象設備

本委託における対象設備は、次のとおりである。令和6年度に実施し引き出された汚泥は2,030kgである。

(1) 雨水槽

雨水槽	構造	台数	容量・広さ	場所	清掃回数
BM車庫	コンクリート ピット	2槽	23.1t	1階	年1回
		6槽	22.7t		
		1槽	21.7t		
サンクンガーデン	コンクリート ピット	1層	346㎡ (水位1mまで)	地下1階	

(2) グリストラップ

グリストラップ	数量	場所	清掃回数
地下1階レストラン (管洗浄時の洗浄水含む)	1か所	地下1階	年1回

(3) 雑排水管

雑排水管	配管径 (mm)	配管延長 (m)	平均付着率 (%)	場所	清掃回数
地下1階レストラン系統	100	17.2	不明	B1F～B6F	年1回

19 写真撮影要領

- (1) 写真撮影用具は、フィルムを用いるカメラ、デジタル画像をメモリー媒体に保存するデジタルカメラのいずれを使用してもよい。
- (2) 写真撮影は被写体に必要事項を明記した黒板等が映り込むようにし、作業前、作業中及び作業後と同一の作業が時系列で履行確認できるよう行うことを基本とする。
- (3) 点検の結果、不良個所が見つかった場合は、その状況を確認できるよう特に写真撮影を行うこと。
- (4) 本作業に用いる車両の写真は、前後のナンバープレートが明瞭に確認できるように撮影すること。また、産業廃棄物を運搬する車両は、その表示についても明瞭に撮影すること。
- (5) 水槽内の撮影においては、各々の水槽において少なくとも2面以上及び排水ポンプ設置場所を撮影すること。
- (6) 撮影した写真は、86×116(mm)程度のサイズで焼き付けし、アルバム整理を行ったうえで提出すること。なお、デジタルカメラの場合も同様とする。

20 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

21 再委託の制限

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により

再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第2項及び第 16 条の 2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

22 経費の負担

本業務にかかる運搬費の一切は、受注者の負担とする。

23 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

24 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

① 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

② 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

③ 上記②の場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

25 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

26 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障

がい」を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

27 その他

- (1) 見積にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は見積書提出期限の2営業日前の午後5時までに質問し、その内容を熟知のうえ見積を行うこと。見積書提出期限の2営業日前の午後5時以降の疑義については受付しない。
契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両を使用すること。
- (4) 見積にあたり、現地見学を行う場合は、事前に事業担当に連絡を入れること。

28 事業担当

大阪市立中央図書館総務担当 担当者:小池・衣斐
大阪市西区北堀江4-3-2 電話番号6539-3314

本項目は契約後記入とする。

別紙ー 1

収集運搬に関する事業範囲

(積み込み場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

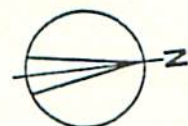
工事名称	中央図書館建設工事	年度	4年度
図面名称	ビッド用平面図	製図	4年 9月
縮尺	1:200	図面番号	4-023 (巻の1)
大阪府都市整備局営繕部設計課	設計者	設計者	設計者
株式会社 石本建築事務所	設計者	設計者	設計者

雨水槽 (B1 サンクスガーデン)

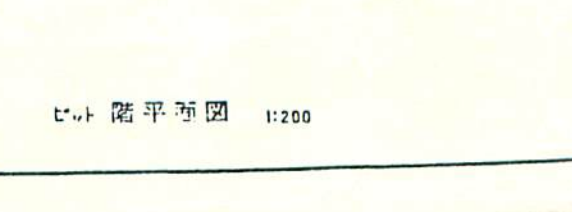
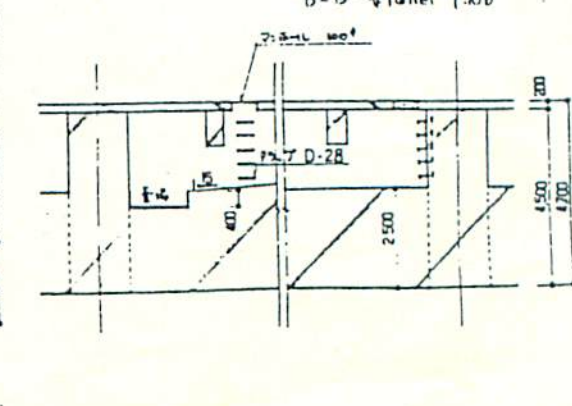
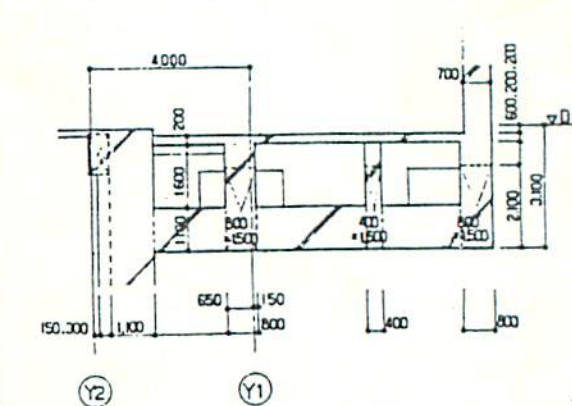
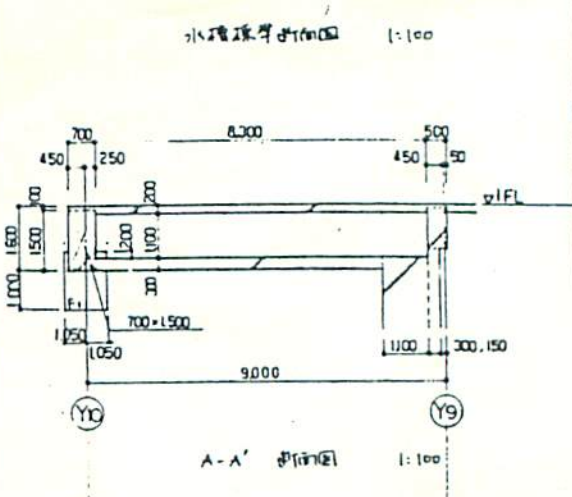
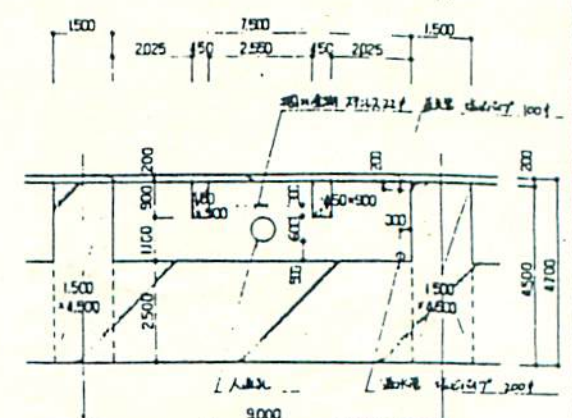
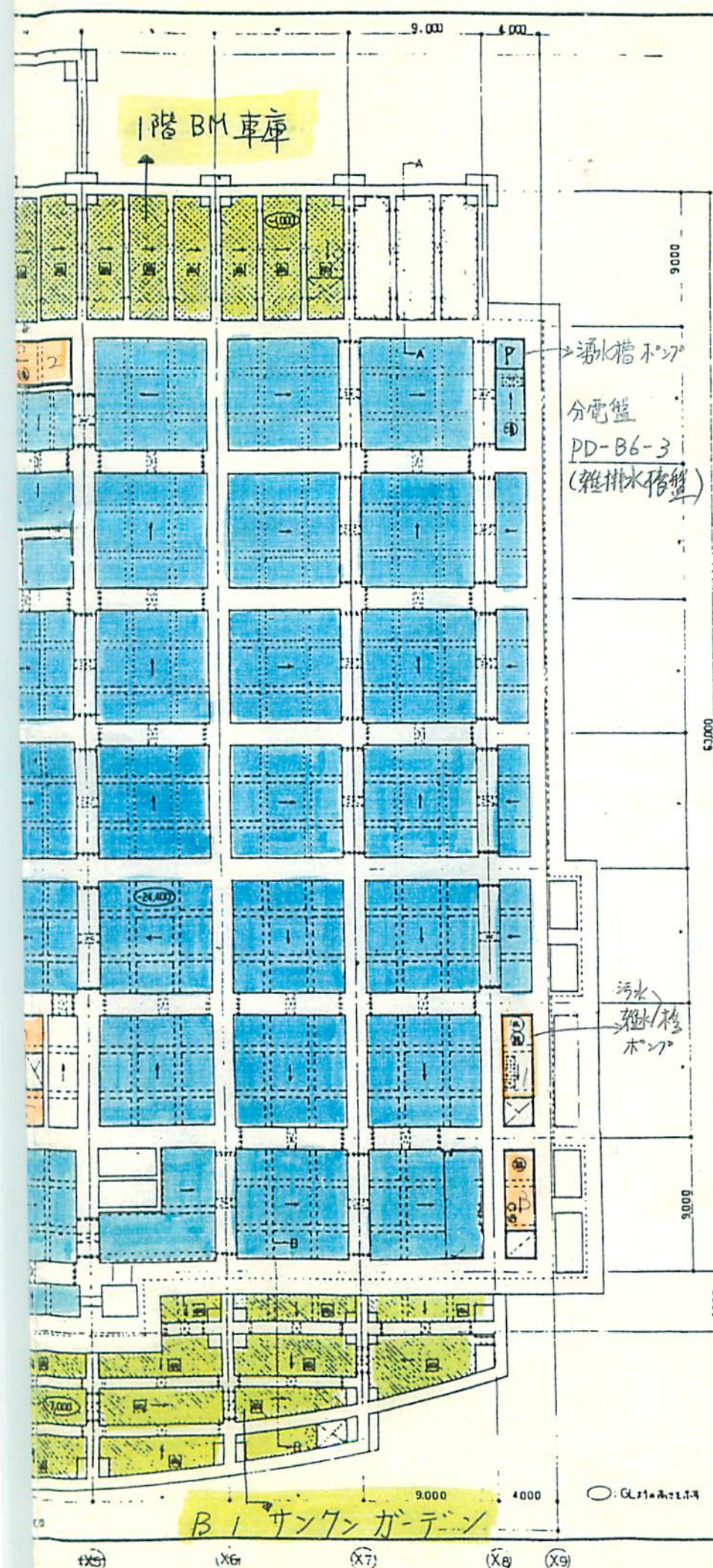
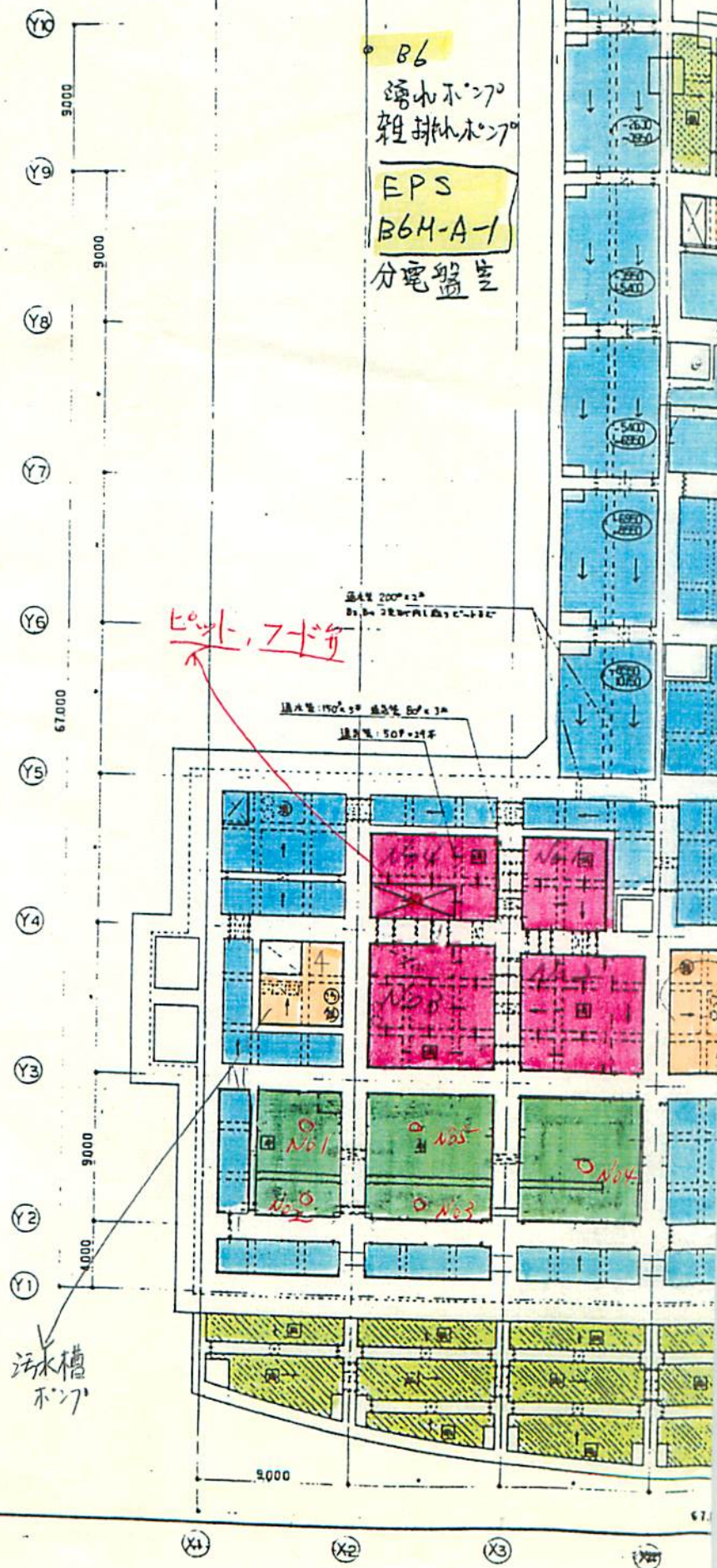
分電盤室 B1 奥の E 区奥の
機械室の

雨水槽 (1階 BM 車庫)

分電盤室 奥ドア左へ入って右側
機械室の



FL 100	
①	聖地
②	GL ± 0 利 底盤上端 300mm
③	水圧配 1/250
④	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑤	汚水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑥	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑦	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑧	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑨	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑩	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑪	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑫	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑬	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑭	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑮	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑯	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑰	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑱	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑲	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
⑳	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉑	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉒	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉓	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉔	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉕	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉖	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉗	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉘	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉙	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉚	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉛	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉜	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉝	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉞	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㉟	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊱	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊲	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊳	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊴	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊵	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊶	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊷	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊸	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊹	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊺	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊻	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊼	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊽	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊾	雨水用配管 径 100mm 500mm 250mm
㊿	排水用配管 径 100mm 500mm 250mm



大阪市立中央図書館

水槽内訳

清掃番号

5 No.1 ヒート 7-ド付

② No.2

2 ③ No.3

3 ④ No.4 ~ No.1 まで約 45m² 在5070 に入る

4 ⑤ No.5

地下6階
3 槽 マニホ-105ヶ所 150 m³

冷却水槽

地下6階
4 槽

150 m³

消火水槽

地下6階

5-6ヶ所 (2000 m²)

湧水槽

1階 BM 車庫

23.1 m² × 2 階

22.7 m² × 6 階

21.7 m² × 1 階

雨水槽

→ B1階 サンガーデン

346 m²

貯水槽

受水槽 2 階

105 m³

高架水槽 2 階

30 m³

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること